

## **[事案 2023-72] 年金増額手続請求**

・令和5年9月13日 裁定終了

### **<事案の概要>**

基本年金額の増額を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成2年に契約した年金保険（契約①）、平成5年に契約した年金保険（契約②）、平成6年に契約した年金保険（契約③）、平成7年に契約した年金保険（契約④）、平成11年に契約した年金保険（契約⑤⑥）について、令和4年12月に基本年金額を増額しようとしたところ保険会社に拒否された。しかし、以下等の理由により、基本年金額を増額手続をしてほしい。

- (1)約款には、基本年金年額を増額ができると定められている。保険会社は、増額を承諾するか否かは、保険会社に裁量権があると主張するが、何でも裁量権と言えば通ってしまうというのは不当である。
- (2)基本年金年額を増額ができなくなるのであれば、事前に契約者に対して、増額できなくなることを通知すべきである。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①の約款には、基本年金年額を増額に関する規定自体がなく、増額はできない。契約②③④⑤⑥の約款では、当社の承諾を得て基本年金年額を増額することができると定められており、当社の承諾がなければ増額をすることはできない。
- (2)当社は、契約者からの基本年金年額を増額請求に対し承諾義務を負うものではなく、経済情勢の変化・財政の健全性の維持等の理由から、当社の経営方針として、基本年金年額の中途増額の取扱いをしていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、基本年金額を増額は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。